

# 山口県報

平成28年  
2月5日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………
- 保安林予定森林（森林整備課）……………
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告  
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（畑能庄換地区）の換地処分（農村整備課）……………



### 山口県告示第二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十八年二月五日から同年三月七日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者

氏名 田中 清喜  
住所 山陽小野田市大字小野田七一九番地

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

山陽小野田市大字小野田字二反田一四六六番の一部及び一四六七番の一部並びに字二反田一七一六四番の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成二十七年二月十三日

### 山口県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字李路子字郷ヶ迫一七四の二、一七四の四、字七頭六八三の一  
美祢市美東町大田字岡田四一六、四一六の四、四一六の五、字刈田四二九の一、四二九の四、字目白八八二、八八三の二、八八四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町大田字目白八八三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

- 下関市豊田町大字李路字字鴻々岩九二の一、九二の二、九一八の一、字大場山六八
- 三の三、字滝の平七九四の一、字奥原八三〇の四、字板河内八六六の一
- 萩市大字須佐字ヲバケ浴五二、字松山五三〇の一、字長尾五五、一三三二の二、一三五
- の一、一三五の三、字小屋婦五七の一、字小敷五七の二、字中ヶ迫一六二の一、一六
- 二の六、一六二の七、一六四、一六五、一六九の一、三三一九の一、三三一九の二、
- 三三二二、字本浴三三二五の一、三三二六の一、大字佐々並字芋郷四七七、四七九か
- ら四八二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成二十八年二月五日印刷

発行人 山口県知事

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町五丁目五六二の三七及び五六二の三七地先	四・〇	四五・三	平成二八、二



(三九) 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る畑能庄換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十八年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日  
平成二十八年一月二十五日
- 二 換地処分の内容  
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(畑能庄換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおりに記載された換地計画のとおりに